

広島市告示第189号

平成14年4月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉 忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・ビッグ高陽店

(2) 所在地 広島市安佐北区口田四丁目6番32外

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 福原英典

兵庫県姫路市北条口四丁目4番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前 ザ・ビッグ高陽店

広島市安佐北区口田四丁目6番32外

イ 変更後 マックスバリュ高陽店

広島市安佐北区口田四丁目6番32外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

(ア) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 福原英典

兵庫県姫路市北条口四丁目4番地

(イ) 株式会社とら屋 代表取締役 桜井清美

広島市南区段原日出町9番10号

(ロ) 有限会社いちはら 代表取締役 市原隆則

広島市東区牛田本町三丁目1番8号

(ハ) 有限会社オリカラーフォトサービス 代表取締役 池田豊

広島市西区楠木町二丁目13番19号

(ニ) 有限会社赤とんぼ広島 代表取締役 青山正美

広島市安佐北区口田八丁目5番2号

- (カ) 株式会社ブックス森野屋 代表取締役 角川エリ子
広島市西区商工センター六丁目4番18号
- (キ) 有限会社みどり手芸 代表取締役 東照久
広島市西区商工センター二丁目11番5号
- (ク) 信和興産株式会社 代表取締役 鈔保久
広島市西区己斐本町一丁目19番14号
- (ケ) 有限会社クスリのおくむら 代表取締役 奥村多栄子
広島市安佐北区口田四丁目4番22号
- (コ) 大瀬戸幹王
広島市安佐北区口田五丁目14番8号

イ 変更後

- (ア) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 福原英典
兵庫県姫路市北条口四丁目4番地
 - (イ) 株式会社ラネット 代表取締役 宗像邦博
広島市安佐南区安東一丁目1番25号
 - (ロ) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60
 - (ハ) 株式会社マナ・ティー 代表取締役 山本学
広島市安佐北区落合一丁目11番23号
 - (ニ) 株式会社とら屋 代表取締役 桜井清美
広島市南区段原日出町9番10号
 - (ホ) 有限会社いちはら 代表取締役 市原隆則
広島市東区牛田本町三丁目1番8号
 - (ヘ) 有限会社オリカラーフォトサービス 代表取締役 池田豊
広島市西区楠木町二丁目13番19号
 - (セ) 有限会社赤とんぼ広島 代表取締役 青山正美
広島市安佐北区口田八丁目5番2号
 - (ゼ) 信和興産株式会社 代表取締役 鈔保久
広島市西区己斐本町一丁目19番14号
 - (ク) 有限会社クスリのおくむら 代表取締役 奥村多栄子
広島市安佐北区口田四丁目4番22号
 - (ケ) 大瀬戸幹王
広島市安佐北区口田五丁目14番8号
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(7) 変更前 開店時刻：午前 10 時
閉店時刻：午後 9 時

(1) 変更後

a マックスバリュ西日本株式会社
24 時間営業

b 株式会社ラネット
開店時刻：午前 10 時
閉店時刻：翌午前 2 時

c 株式会社大創産業外
開店時刻：午前 10 時
閉店時刻：午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(7) 変更前

午前 10 時から午後 9 時まで

(1) 変更後

a 平面駐車場：24 時間使用

b 立体駐車場：午前 6 時から午後 10 時まで

4 変更年月日

平成 14 年 4 月 27 日

5 変更に関するもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,643 平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(7) 平面駐車場：76 台

(1) 立体駐車場：232 台

イ 駐輪場の収容台数

100 台

ウ 荷さばき施設の面積

235 平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

29.9 立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

3 か所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

6 届出年月日

平成14年4月24日

7 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部区政振興課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成14年4月30日から9月2日まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月6日は除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成14年9月2日

(2) 〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課